

藤枝市公の施設の指定管理者制度に関する基本方針

平成31年4月 改訂版

藤 枝 市

1 指定管理者制度の概要

公の施設の管理運営については、従前、公共団体や公共的団体等に管理運営を委託する方法に限られていたが、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応するには、民間事業者の能力やノウハウを幅広く活用することが有効であるとの考えから、平成15年6月に地方自治法が改正され、公の施設の管理運営に関する「指定管理者制度」が創設された。

この制度の特徴は次のとおりである。

- ・法人その他の団体（株式会社やNPO団体等）に幅広く委ねることができる。
- ・指定管理者制度の導入にあたっては、指定の手続き、管理の基準及び業務の範囲について条例を定め、また、指定についての議決を要する。

指定管理者制度と管理委託制度の比較

	指定管理者制度	管理委託制度
管理運営団体	・法人その他の団体（株式会社やNPO団体など） ・議決を経て指定管理者を指定	・公共団体、公共的団体、地方公共団体の出資法人に限る ・管理運営団体を条例で規定
管理権限	・指定により、管理権限の一部を委任 ・使用許可を行うことができる	・地方公共団体の管理権限の下で、管理事務を行う ・使用許可権限は委託できない
利用料金制度	採用できる	採用できる
管理期間	期間を定めて指定を行う	定めなし

2 指定管理者制度の導入・継続（管理運営）に向けた基本的な考え方

公の施設の施策の企画・立案や実施、管理・運営について、直営で行うべきか、指定管理者制度を導入・継続すべきかを判断する。

こうした判断は、新規施設、現在直営で運営している施設、指定管理者制度導入済みの施設のいずれにおいても実施する。

3 条例の整備

指定の手続き、管理の基準及び業務の範囲等については、条例に規定する必要がある。このうち、手続き等に関する部分は、通則的な条例を制定するものとし、管理の基準及び業務の範囲等については、個別に条例を制定するものとする。

4 指定管理者制度の導入方法等

(1) 公募の原則

各施設の設置目的を効果的に達成されると考えられ、様々な経営能力を持つ団体から、幅広い応募を得て、施設の健全で活力ある運営にふさわしい指定管理者を選定するため、公募による募集を原則とする。

(2) 公募の例外

施設の性格、設置目的等に、特別な事情があると認められる場合は、公募によらず指定管理者を選定することができる。

なお、特別な事情があると認められる場合は次のとおりとする。

- ①地域に密着した施設で、地縁団体等を指定することが効果的と判断される場合
- ②管理を行うために必要な専門的かつ高度な技術を有する者が限定される場合
- ③指定管理者の指定の取消しなどの理由により、管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合

(3) 指定する単位

指定管理者の指定は、原則として施設ごとに行う。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、複数の施設を一括して、一つの団体を指定することができる。

- ①施設の目的や指定管理者の業務が類似しており、施設単位で管理するよりも、一括して管理することがより効果的かつ効率的である場合
- ②同一の敷地内に複数の施設が配置されており、これらを一体的に管理することがより効果的かつ効率的である場合

(4) 指定期間

指定期間は、原則として5年間とする。ただし、その施設の実情を総合的に勘案し、市長が必要と認める場合は、施設に適した指定期間を定めるものとする。

(5) 利用料金制度等の活用

指定管理者制度の導入に際し、自立的経営を図ることができる施設、又は指定期間内に自立的経営が見込まれる施設については、利用料金制度及び承認料金制度の積極的な導入を図るものとする。

(6) 管理運営の考え方

公の施設の管理運営に際しては、全ての施設に共通して留意すべき観点と、施設の設置目的に応じて留意すべき観点を整理し、別に定める「藤枝市指定管理者制度導入施設の設置目的に応じた運営指針」（以下「運営指針」という）に基づいて募集要項及び管理業務仕様書並びに基本協定書等を作成するものとする。

5 指定候補者の選定

(1) 選定委員会

指定管理者制度に係る候補者（以下「候補者」という。）の選定及び適正な管理運営の履行の確保に関し必要な事項を審査するため、藤枝市指定管理者選定委員会設置条例（以下「設置条例」という。）に基づき、藤枝市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」）を設置する。

①所掌事務

選定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- ア 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- イ 指定管理者に係る指定の取消し又は管理の業務の停止に関すること。
- ウ その他指定管理者の選定に関し必要な事項

②委員の構成等

委員は10人以内とし、市長が任命する市の職員及び市長が委嘱する学識経験者等により組織する。なお、応募団体と利害関係を有する者は選定委員となることができない。

(2) 選定基準

候補者の選定にあたっては施設独自の選定基準を設け、総合評価により判定することとする。

[条例に定める選定基準]

- ①事業計画書の内容が利用対象者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
- ②事業計画書の内容が公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- ④その他、公の施設の性質又は目的に応じて市長が定める基準

(3) 審査

①会議の非公開

選定委員会の会議は、原則として非公開とする。

②審査方法

選定委員会の委員は、応募者から提出された書類について審査、採点を行い、原則として総合計点が最も高い申請団体を、第1候補者として選定する。

(4) 候補者選定結果の公表

候補者選定の結果は、第1候補者の名称を公表し、申請者には選定結果を通知する。

6 指定管理者の指定、協定締結

(1) 議会の議決

候補者を選定したときは、議会の議決を受ける。

(2) 債務負担行為の設定

指定管理者の指定の議決に合わせて、債務負担行為の設定を行う。

(3) 指定の通知及び告示

指定管理者の指定の議案が可決されたときは、速やかに指定管理者を指定し、指定通知書を交付するとともに、その旨を告示する。

(4) 協定書の締結

指定管理者を指定したときは、施設の管理運営に関する細目的事項について市と指定管理者で協議し、必要な事項について基本協定書を締結する。

なお、年度ごとの指定管理料等、毎年度に特に定めておくべき事項については、年度協定書を締結する。

7 個人情報の保護

利用者の個人情報の適正な取扱いを確保するため、個別条例において個人情報の保護に関する規定を盛り込むとともに、藤枝市個人情報保護条例を一部改正し、指定管理者の義務（指定管理者が、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこと）を明記するとともに、従事者等が違反した場合の罰則規定を設けた。

8 指定管理者制度導入に向けたスケジュール（別表1）

9 モニタリングの実施

(1) モニタリングの目的

指定管理者制度を導入した施設において、設置目的を達成するため、指定管理者による適正かつ効果的な運営管理が実施されているかどうかを監督するとともに、必要な指導・助言を行うため、モニタリングを実施する。

(2) モニタリングの実施方法

施設の基本的な管理運営状況と本市が託した施策の具体的な推進について、具体的な内容を定めて評価を行う。評価は、1次評価と2次評価に分けて実施する。

① 1次評価

施設担当課が企画政策課の総括管理のもと、施設管理業務の執行状況、収支状況、自主事業の実施状況等について評価を行う。

対象施設は、指定管理者制度を導入している全施設とし、評価は毎年実施する。

② 2次評価

外部委員を含む評価委員会である「公の施設はつらつ運営委員会」が、施設担当課が実施した1次評価の確認及び、本市が託した施策等の実施状況について評価を行う。

対象施設は、指定管理者制度を導入している施設のうち、「運営指針」2③で定める「市民や不特定多数の利用者による使用を目的とする施設」とし、評価は、施設の目的や性格に応じて、原則として3年に1回の頻度で実施する。

(3) 結果報告

モニタリングの結果は公表するとともに、次期更新時に指定管理者選定委員会に報告する。

10 参考資料

- (1) 藤枝市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例
- (2) 藤枝市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則
- (3) 藤枝市指定管理者選定委員会設置条例